

国土調査法（昭和26年法律第180条）による地籍調査を行い、地籍調査作業準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第4項に基づき筆界案を作成したので、次のとおり公告します。

令和 7年 4月18日

天理市長 並 河 健



1 筆界案を作成した土地の所在・地番

- ① 天理市山田町1181番
- ② 天理市山田町1182番
- ③ 天理市山田町3674番1、3674番2、3674番3

2 筆界案を確認することができる場所

天理市役所 監理課 地籍調査係
住所：天理市川原城町605番地

3 筆界案を確認することができる者

筆界案を作成した土地の所有者、その他利害関係人及びこれらの者の代理人

4 筆界案の作成者

天理市

5 筆界案を確認できる者は、天理市に対して、下記期間内に意見を申し出ることができるものとする。なお、当該期間を経過しても申し出がない時は、準則第30条第4項の規定により筆界の調査を行う。

意見申出期間

令和 7年 4月18日 ～ 5月 8日（土曜日、日曜日を除く）

午前8時30分 ～ 午後5時まで